墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改　正　案	現　　行
（給与所得に係る区民税の特別徴収） 第３２条　〔略〕 ２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第２３条第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 ３　前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 ４　第１項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第３５条の２第１項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢６５歳以上の者である場合にお	〔同左〕 第３２条　〔略〕 ２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第２３条第１項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 ３　前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 〔新設〕

ける前２項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。		
５　納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月３０日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第１８３条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の１０日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月３０日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。	４　〔同左〕	
６　特別徴収の方法によって区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の６月１日から１２月３１日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の１月１日から４月３０日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の５月３１日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額	５　〔同左〕	

の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。	
（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）	〔同左〕
第３３条　前条第１項及び第２項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第１項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者及び他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第１８３条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第５項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。	第３３条　前条第１項及び第２項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第１項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者及び他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第１８３条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第４項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。
２　〔略〕	２　〔略〕
付　則	付　則
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）	〔同左〕
第１４条の４　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等については、第１５条及び第１８条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第１７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から同法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」と	第１４条の４　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等については、第１５条及び第１８条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第１７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から同法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）

いう。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。	を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　〔同左〕
⑴・⑵　〔略〕	⑴・⑵　〔略〕
⑶　第２１条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第１４条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第３条の２第１６項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第１８項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第２２項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第２４項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。	⑶　第２１条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第１４条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約実施特例法</u>第３条の２第１６項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第１８項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第２２項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第２４項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
⑷　〔略〕	⑷　〔略〕
３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約等実施特例法</u>第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第１５条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第１５条及び第１８条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第１７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から限度税率を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第３条の２の２第３項の規定の適用を受ける場合	３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約実施特例法</u>第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第１５条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第１５条及び第１８条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第１７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から限度税率を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第３条の２の２第３項の規定の適用を受ける場合には、１

には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。	００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
４　〔略〕	４　〔略〕
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　〔同左〕
⑴・⑵　〔略〕	⑴・⑵　〔略〕
⑶　第２１条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第１４条の４第３項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第３条の２第２０項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。	⑶　第２１条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第１４条の４第３項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第３条の２第２０項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
⑷　〔略〕	⑷　〔略〕
６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第２０条の３の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは付則第１４条の４第３項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第２３条第１項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２４条第１項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実	６　租税条約実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第２０条の３の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは付則第１４条の４第３項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第２３条第１項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２４条第１項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約実施特例法」

施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第１５条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。 （保険料に係る区民税の課税の特例） 第１４条の５　所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第５条の２第１項に規定する保険料をいう。）については、法第３１４条の２第１項第３号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 ２　〔略〕	という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第１５条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。 〔同左〕 第１４条の５　所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第５条の２第１項に規定する保険料をいう。）については、法第３１４条の２第１項第３号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 ２　〔略〕

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、付則第１４条の４及び第１４条の５第１項の改正規定は、同年６月１日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成２２年度以後の年度分の区民税について適用し、平成２１年度分までの区民税については、なお従前の例による。

３　平成２２年度分の区民税についての新条例第３２条第２項（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第２項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成２２年４月３０日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。